



安全・安心 家族も住まいも守る防犯対策

区内の販売店(電気店・ホームセンター等)や設備業者(工務店等)を利用して、防犯対策品の購入・設置をした場合、費用の一部を補助します。

申請条件

- ☑ その住宅に住民登録があり住んでいる
- ☑ 区内事業者で購入・設置している
- ☑ 一軒につき年度内1種かつ1回



補助金額

2分の1(100円未満は切り捨て) ※上限額あり

対 象	防 犯 対 策 品		上 限 額
居住者(個人) ・戸建て住宅 ・共同住宅の専有部分	録画機能付ドアホン		27,000 円
	防犯性の高い錠 補助錠 防犯フィルム センサーライト ダミーカメラ 等		25,000 円
	【65歳以上対象】 自動録音機能付き電話機 特殊詐欺対策サービス加入費用		5,000 円
	防犯カメラ	①戸建て住宅	40,000 円
		②共同住宅の専有部分	
③5戸以下の共同住宅の共用部分		20,000 円	
④6戸以上の共同住宅の共用部分		150,000 円	
家主・管理組合等 ・共同住宅の共用部分			

申請期限

購入・設置した年度内 4月1日～翌年3月31日

申請方法

- ・生活安全課の窓口にて来庁申請
- ・申請書類をポスト投函して郵送申請



申請書類

必 要 な も の	注 意 事 項
申請書	ホームページからダウンロード 窓口配布(生活安全課 各区民事務所 一部販売店)
領収書	年度内発行の領収書またはレシートのコピー
印鑑	認印
振込先口座	申請者と同一名義の口座番号
委任状(申請書裏面)	代理人に申請を依頼する場合 ※記載は申請者
同意書(申請書裏面)	申請者が借家に居住している場合 ※記載は管理者
添付書類	防犯カメラ設置の場合 ※下記参照

防犯カメラを設置した場合の添付書類

※近隣住民のプライバシーに配慮し、撮影範囲が必要最小限となるよう、設置場所や画角を調整してください

- ①戸建て住宅……………「1」「2」
- ②共同住宅の専有部分……………「1」「2」「3」「5(専有部分であることがわかるもの)」
- ③5戸以下の共同住宅の共用部分……「1」「2」「3」「4」「5」「6」
- ④6戸以上の共同住宅の共用部分……「1」「2」「3」「4」「5」「6」

	提 出 内 容	例 示
1	設置場所	どこに設置したかわかるよう引きの写真
2	画角	映している画像(モニター等)の写真
3	建物名	看板の写真や規約等で示されているもの
4	戸数がわかるもの	ポストの写真や規約等で示されているもの
5	設置可能箇所とわかるもの	居住者の同意や規約等で示されているもの
6	管理者とわかるもの	申請者が家主や管理者と規約等で示されているもの

問合せ・申請場所

〒116-0002
荒川区荒川2-25-3 分庁舎2F
荒川区 生活安全課 生活安全係
☎3802-4652

